

## いわき子育て世帯移住支援金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、いわき市に移住し新たに生活を始める方に対して、移住に伴う引越しの経費を支援し、本市への移住促進を図ることを目的とする。

### (支援金対象者)

第2条 いわき子育て世帯移住支援金(以下「支援金」という。)の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者が属する世帯の世帯主(以下「支援金対象者」という。)とする。

- (1) 市外から本市に転入届をし、居住することとなった者。
- (2) 前号の転入届が受理された日(以下「基準日」という。)において、本市を転出して1年以上経過している者又は、市外出身者で新たに本市に住所を定める者。
- (3) 基準日において、IWAKIふるさと誘致センター(以下「センター」という。)への移住相談登録をしている者。
- (4) 基準日時点で世帯の構成員にいわき市UIJターン支援事業移住支援金交付要綱(令和5年9月11日制定)第3条に規定する交付対象者の要件に該当する者がいないこと。
- (5) 基準日の満年齢が18歳未満の子(市内で同居する者に限る。)を養育している者。
- (6) 過去に本要綱による支援金の交付を受けていない者。
- (7) 本市に住民登録した後、市内に継続して5年以上居住する意思がある者。ただし、客観的に定住することが認められる場合を除き、転勤の可能性のある者は対象としない。
- (8) 世帯の構成員に企業等の業務命令に基づく転勤や所属企業等と関連のある企業等への赴任等により住民登録を行う者がいないこと。
- (9) 福祉施設等への入所を目的として住民登録を行う者でないこと。
- (10) 進学のために転入する者でないこと。

(11) 基準日において、世帯の構成員に前住所地及び現住所地の市区町村税等を滞納している者がいないこと。

(12) 基準日時点で世帯の構成員に生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けている者がいないこと。

(13) 外国人転入者については永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する者。

(14) 世帯の構成員に暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者がいないこと。

(15) その他センターが支援金対象者として不相当と認めた者でないこと。

（対象経費）

第3条 支援金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、市内への引越しに要する家財の運送費用及び荷造り等のサービス費用とし、基準日から起算して6月前の日以降に引越業者等に支払った経費とする。

（支援金の額）

第4条 センターが交付する支援金の額は、前条の対象経費の1/2の額

（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、支援金対象者のうち県外から転入した者については1世帯あたり10万円を、県内市町村から転入した者については1世帯あたり5万円を限度とする。

（支援金の交付）

第5条 支援金の交付は、予算の範囲内とし、支援金対象者につき1回限りとする。

（支援金の交付申請）

第6条 支援金対象者は、基準日から起算して6月以内にいわき子育て世帯移住支援金交付申請書兼完了実績報告書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、センターに提出しなければならない。

- (1) 対象経費の領収証及び明細書等の写し
  - (2) 支援金の振込先口座の預貯金通帳等の写し
  - (3) 転入世帯全員の住民票の写し
  - (4) 1年間、本市に居住していなかったことを証明する書類として、本市への転入前の住所地及び居住年数を証する書類（戸籍の附票等）
  - (5) 転入世帯全員の市区町村税等の滞納がないことを証する書類（納税証明書等）
  - (6) 外国人転入者については在留カードの写し（表・裏）
  - (7) 前号に掲げるもののほかセンターが必要と認める書類
- 2 海外からの転入及び外国人の場合で、上記の書類を取得できない場合はそれに準ずる書類を提出することとする。
- 3 申請は、先着順に行うものとする。
- 4 受け付けた申請に係る支援金の合計が予算の範囲を超えると認められるときは、新たな申請の受付は行わないものとする。

（交付決定の取消し等）

第7条 センターは、支援金対象者が、虚偽の申請その他の不正行為により支援金の交付を受け、又は受けようとしたときは、支援金交付決定の全部又は一部を取消し、また、既に交付した支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

#### 附則

この要綱は、令和6年6月1日から実施し、この要綱による規定は、令和6年4月1日以降にいわき市へ転入した者について適用する。